

第3次春日井市
障がい者総合福祉計画
中間案

目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格	3
3	計画の対象	4
4	計画の期間	4

第2章 障がいのある人の現状と推計 サービスの実績と評価

1	本市の人口の推移と推計	5
2	障がいのある人の数の推移と推計	6
3	障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価	12
4	地域生活支援事業の実績と評価	12

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	13
2	基本的視点	13
3	施策の体系	14
4	重点課題	16

第4章 施策の推進

1	生活支援	17
2	保健・医療	24
3	教育、文化芸術活動・スポーツ等	27
4	雇用・就業、経済的自立の支援	31
5	生活環境	35
6	情報アクセシビリティ	37
7	安全・安心	39
8	差別の解消及び権利擁護の推進	42
9	行政サービス等における配慮	45

第5章 計画の推進

1	庁内関連機関の連携	47
2	関連機関の連携	47
3	広報・啓発活動の推進	47
4	計画の進行管理	48

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、高齢化、核家族化が進む中で、福祉ニーズはますます複雑多様化しており、私たちを取り巻く社会生活において、すべての障がいのある人が地域で安心して生活できる住みやすいまちづくりが求められています。

国においては、平成23年8月、本計画の根拠法となる障害者基本法が一部改正され、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。平成24年10月には、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障がい者虐待の防止のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者に通報義務を課した「障害者虐待防止法」が施行されました。また、平成25年4月には、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「障害者優先調達推進法」、新たに難病患者もサービス受給の対象とし、「地域社会における共生の実現」を基本理念に掲げた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）が施行（一部は平成26年4月施行）されました。さらに、平成25年6月には差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が公布されました。

平成25年9月には、「障害者基本計画（第3次）」が策定され、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障がい者施策の基本的な方向が示されました。

本市の障がい者福祉施策は、平成9年度に策定された「春日井市障害者計画」により体系的に展開されるようになりました。その後、今日に至るまで、障がいのある人を取り巻く社会的環境の変化に対応し、計画の改定等を随時行い、継続的に障がい者福祉に関する施策を実施してきました。

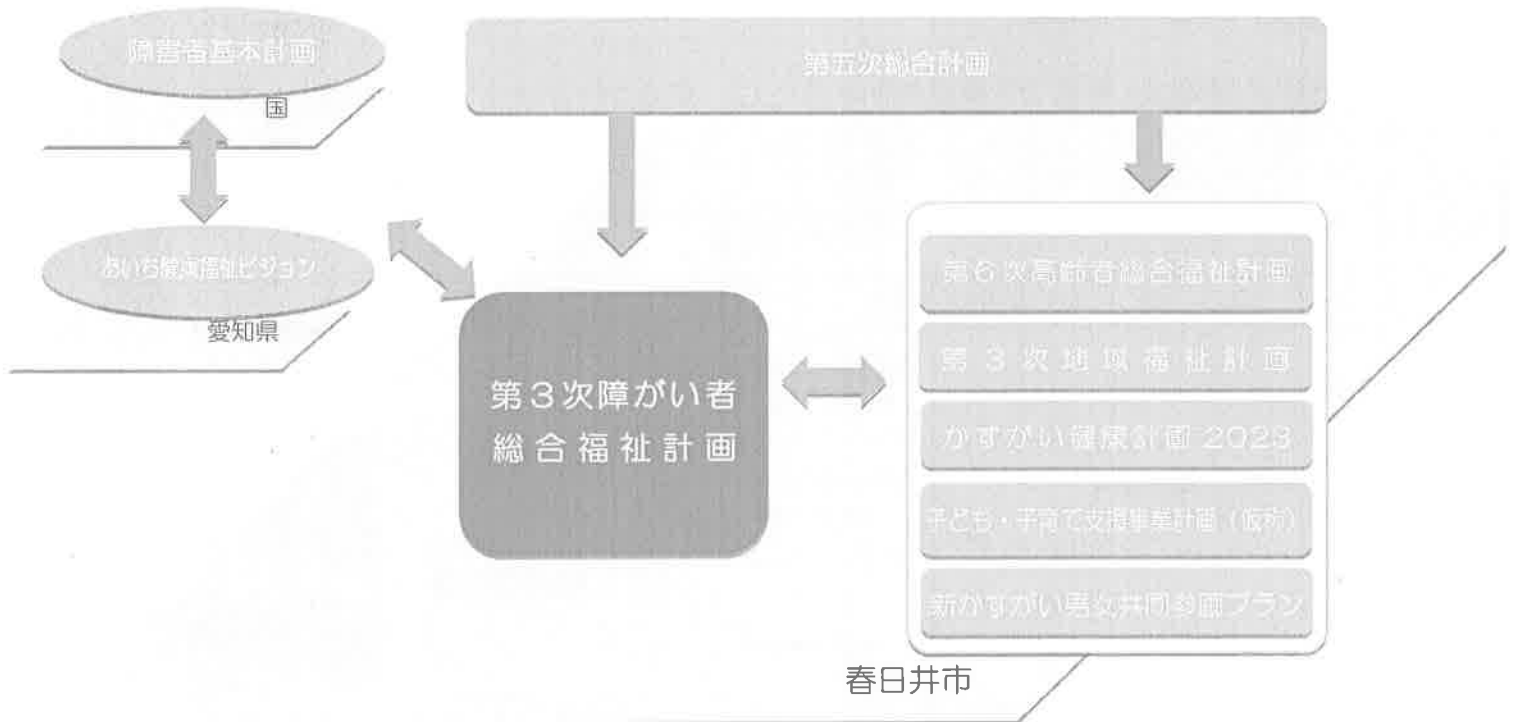
平成24年3月に策定した「第2次春日井市障がい者総合福祉計画」の計画期間の終了にあたり、障がい者を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、こうした環境の変化に対応するとともに、長期的視点から総合的かつ計画的に障がい者福祉に関する施策を推進するため、「第3次春日井市障がい者総合福祉計画」を策定します。

【障がい者施策にかかわる主な関連法令の動向】

	関連法令	概要
平成 18 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法の施行 ・ 障害者雇用促進法の一部改正 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉サービス体系の再編 ・ 雇用対策の強化、助成の拡大等 ・ 総合的なバリアフリー化の推進等の規定
平成 19 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村障害者計画の義務化
平成 21 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用促進法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成 22 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法、児童福祉法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者負担や障がい者の範囲の見直しなど
平成 23 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者基本法の一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的規定や障がい者の定義の見直しなど
平成 24 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待防止法の施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい者の虐待の防止に係る国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務を規定
平成 25 年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者総合支援法の施行 ・ 障害者優先調達推進法の施行 ・ 障害者差別解消法の成立 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者自立支援法を改称し、障がい者の範囲の見直しや障害支援区分の創設など ・ 公機関の物品やサービスの調達を、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進 ・ 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や措置等を規定

2 計画の性格

- 1 この計画は、本市の障がい福祉に関する様々な施策について、長期的視点から総合的かつ計画的に推進することを目的として、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 11 条第 3 項に定める市町村障害者計画と、障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条第 1 項に定める市町村障害福祉計画を一体的に策定するものです。
- 2 この計画は、第五次春日井市総合計画を上位計画とし、他の関連する計画と整合を図っています。
- 3 この計画は、国の「障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」と整合を図っています。



3 計画の対象

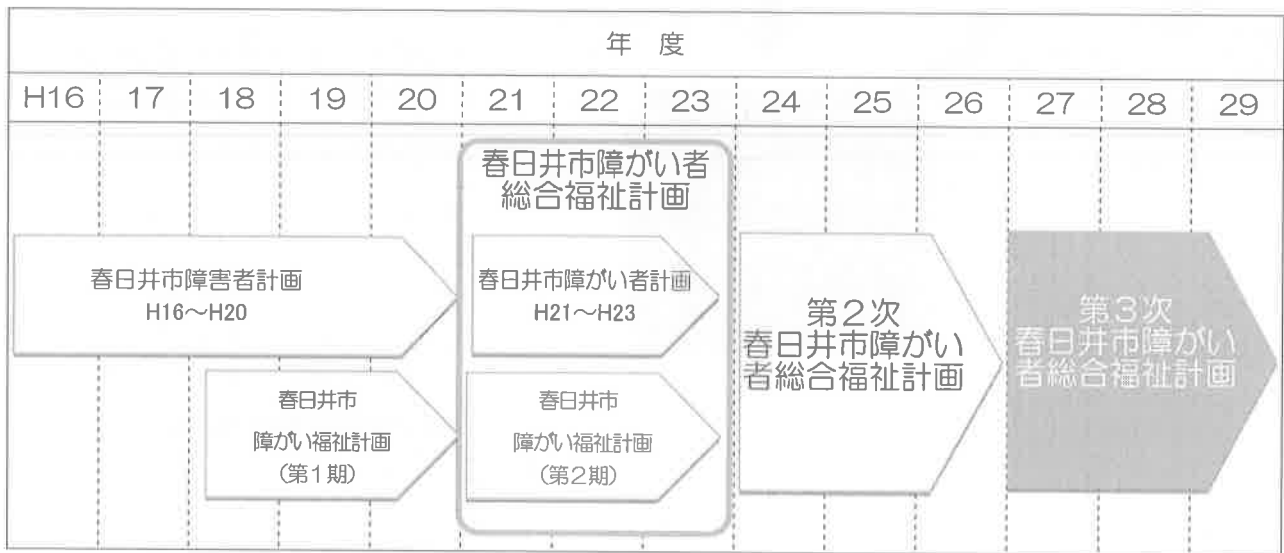
この計画は、市民、企業（事業所）、行政機関などすべての個人及び団体を対象とします。

また、「障がいのある人」とは「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者及び難病患者であって、障がい及び社会的障壁*により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

※障がいのある人にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

4 計画の期間

計画の期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 29 年度までの3年間とします。



第2章 障がいのある人の現状と推計 サービスの実績と評価

1 本市の人口の推移と推計

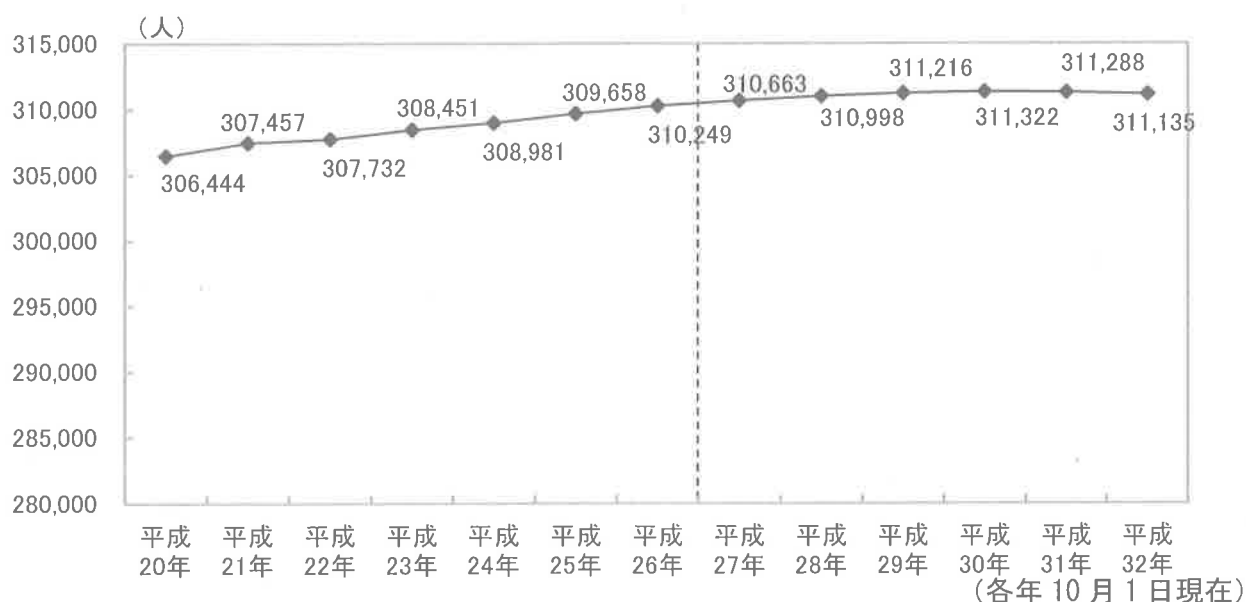
本市の総人口は、平成 25 年 10 月 1 日現在で 310,249 人となっており、増加傾向にあります。

年齢別の人口推移から将来人口を推計すると、平成 30 年の 311,322 人をピークに人口減少期に入ることが予測されます。

また、高齢化率は、平成 21 年度には 19.4%でしたが、平成 25 年度には 22.5%に増加しており、この傾向は今後も続くものと予測されます。

人口の推移と将来推計

図表 1-1



人口の推移と将来推計（年齢別）

図表 1-2

	実績値							推計値					
	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	平成 32 年
18 歳未満	54,855	55,061	55,181	55,409	55,379	55,280	55,180	55,043	54,772	54,503	54,064	53,762	53,348
18～39 歳	95,546	93,487	90,823	88,027	85,119	82,733	80,338	78,459	76,933	75,653	74,913	74,088	73,564
40～64 歳	99,286	99,189	100,029	101,907	102,313	101,932	101,943	102,117	102,656	103,205	103,699	104,399	105,006
65 歳以上	56,757	59,720	61,699	63,108	66,170	69,713	72,788	75,044	76,637	77,855	78,646	79,039	79,217
計	306,444	307,457	307,732	308,451	308,981	309,658	310,249	310,663	310,998	311,216	311,322	311,288	311,135

(各年 10 月 1 日現在)

2 障がいのある人の数の推移と推計

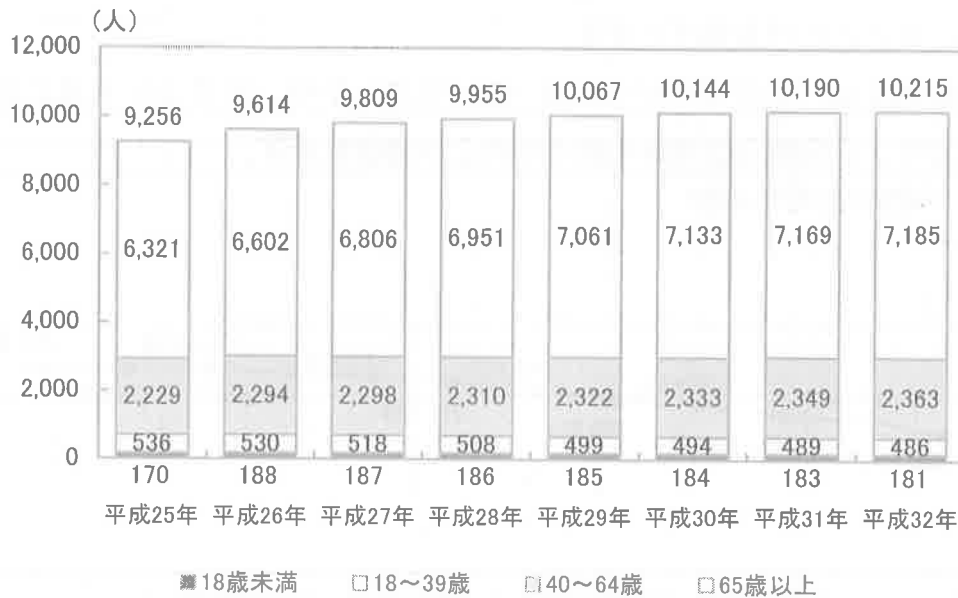
①身体障がいのある人の数

身体障がいのある人（身体障がい者手帳を所持している人）の数は、平成 25 年 10 月 1 日現在で 9,256 人となっており、増加傾向にあります。

※表について、当面 H25 年度実績を入れておき、H26 年度実績が 10 月に出たら削除。

図表 2-①-1

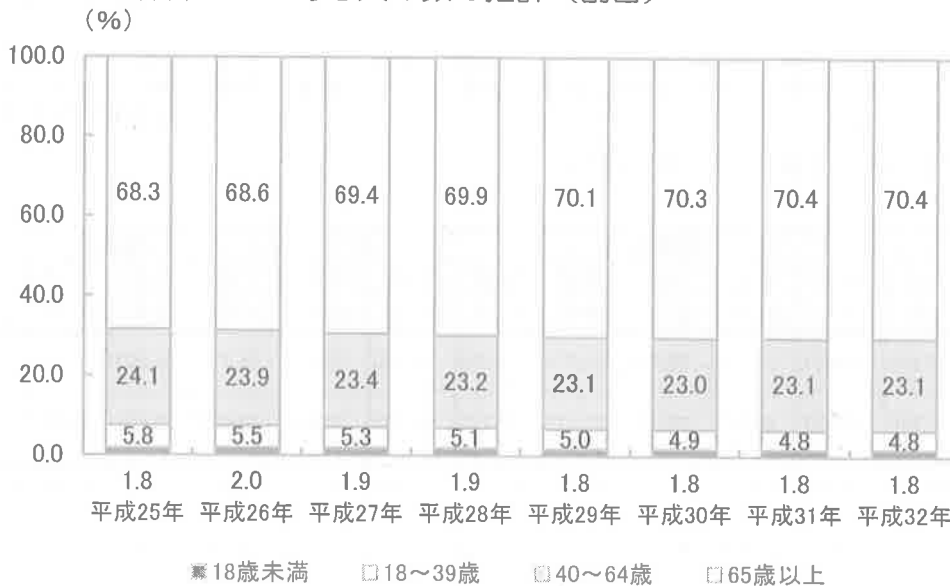
年齢別身体障がいのある人の数の推計（人数）



(各年 10 月 1 日現在)

図表 2-①-2

年齢別身体障がいのある人の数の推計（割合）



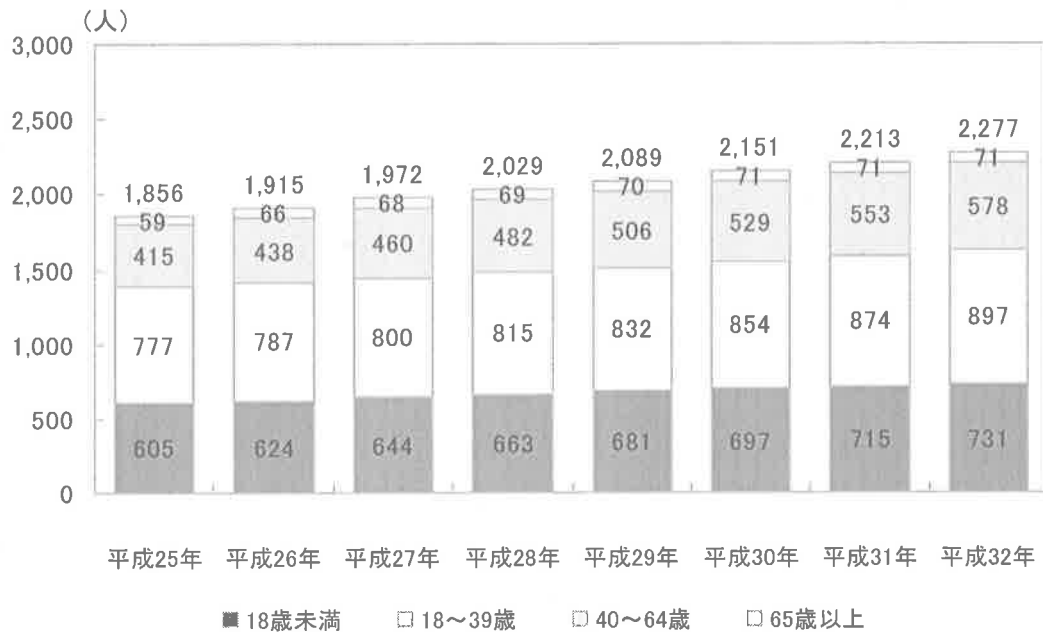
(各年 10 月 1 日現在)

②知的障がいのある人の数

知的障がいのある人（療育手帳を所持している人）の数は、平成25年10月1日現在で1,856人となっており、増加傾向にあります。

図表 2-②-1

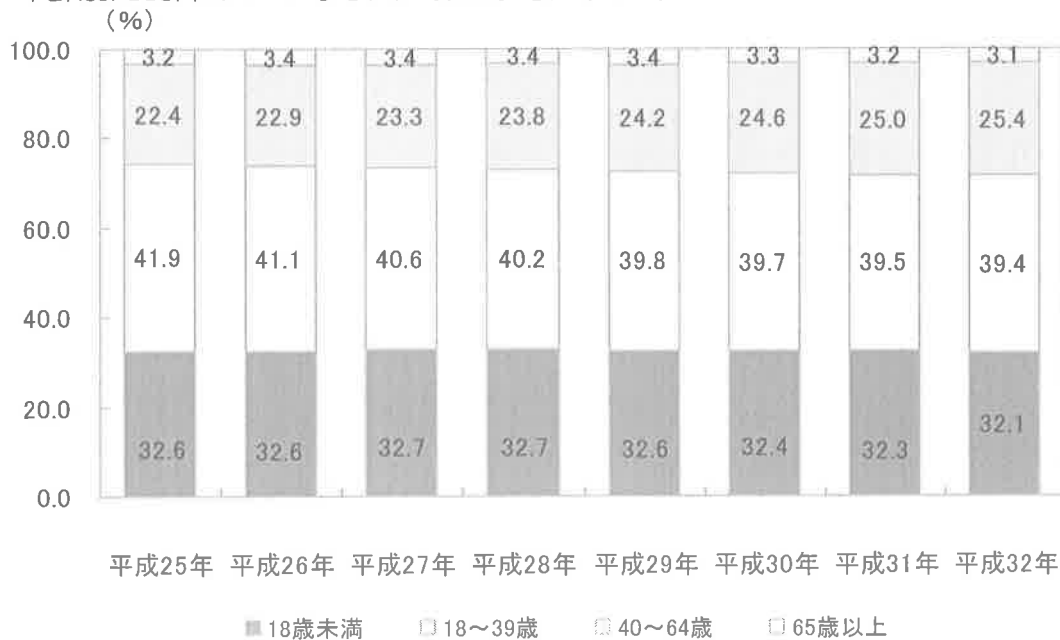
年齢別知的障がいのある人の数の推計（人数）



(各年10月1日現在)

図表 2-②-2

年齢別知的障がいのある人の数の推計（割合）



(各年10月1日現在)

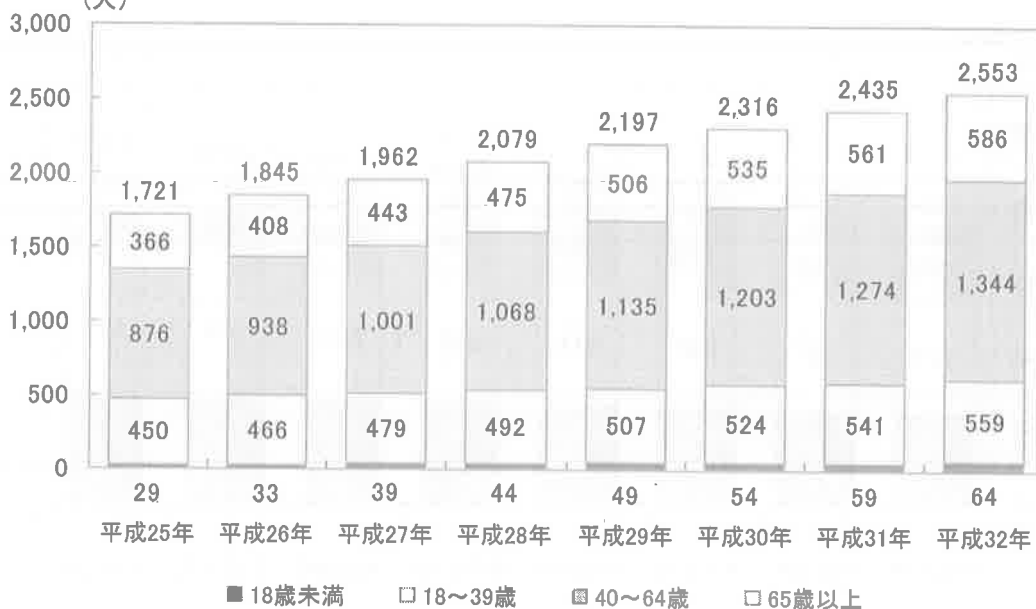
③精神障がいのある人の数

精神障がいのある人（精神障がい者保健福祉手帳を所持している人）の数は、平成25年10月1日現在で1,721人となっており、増加傾向にあります。

図表 2-③-1

年齢別精神障がいのある人の数の推計（人数）

（人）

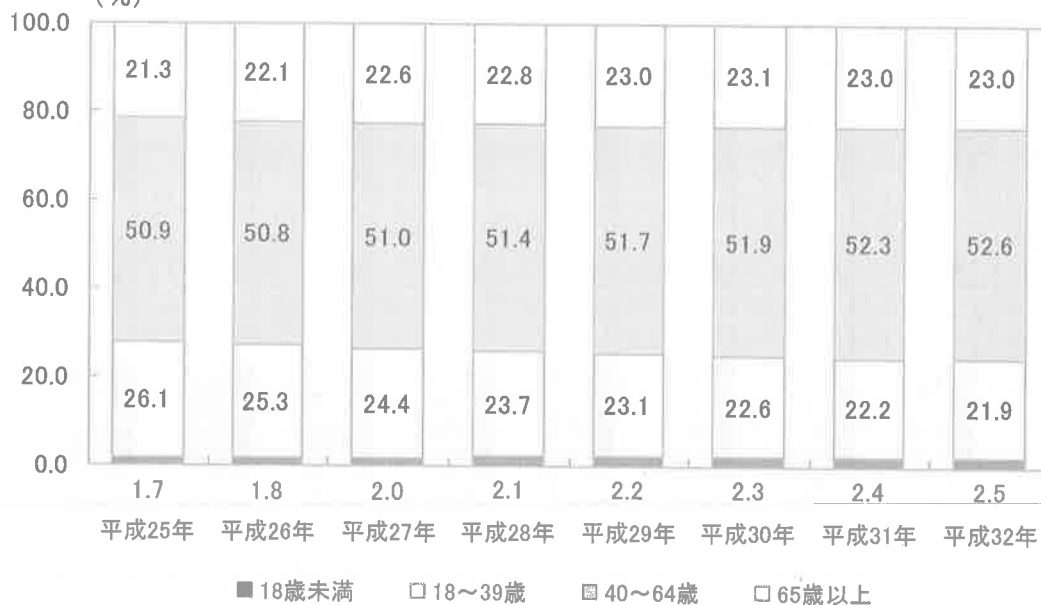


（各年10月1日現在）

図表 2-③-2

年齢別精神障がいのある人の数の推計（割合）

（%）



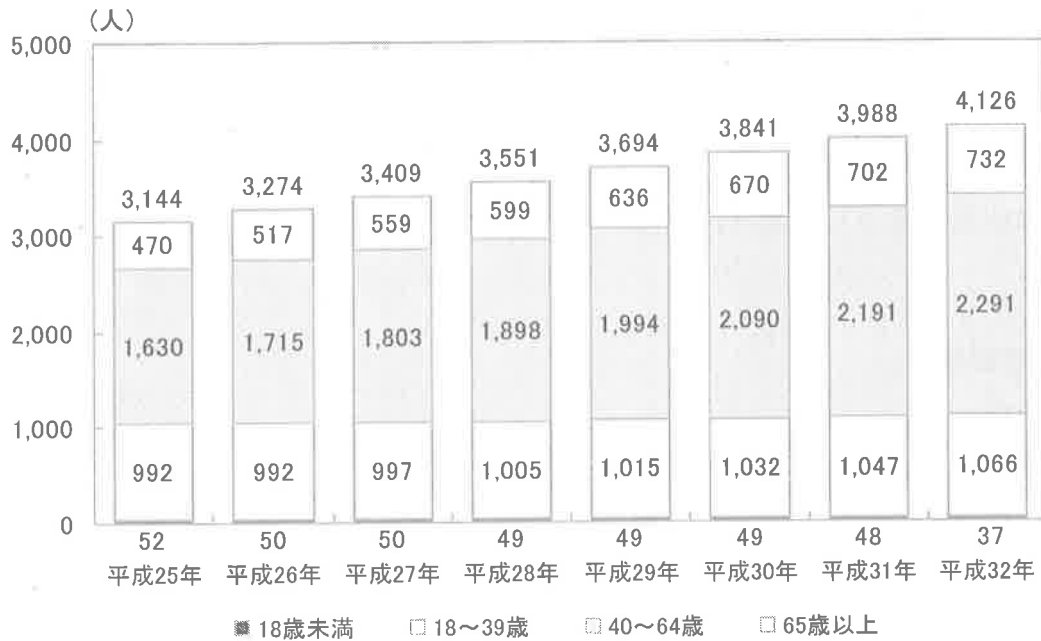
（各年10月1日現在）

自立支援医療（精神通院）受給者数

本市の自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 25 年 10 月 1 日現在で 3,144 人となっており、近年著しく増加傾向にあり、今後も増加すること予測されます。

図表 2-③-3

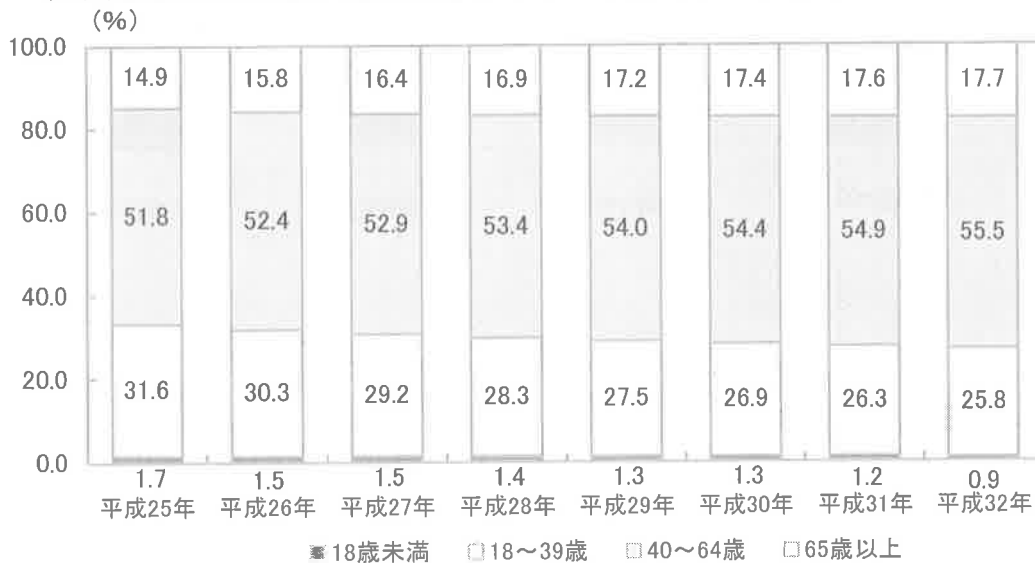
年齢別自立支援医療（精神通院）受給者数の推移と推計（人数）



(各年 10 月 1 日現在)

図表 2-③-4

年齢別自立支援医療（精神通院）受給者数の推計（割合）



(各年 10 月 1 日現在)

④発達障がいのある人の数

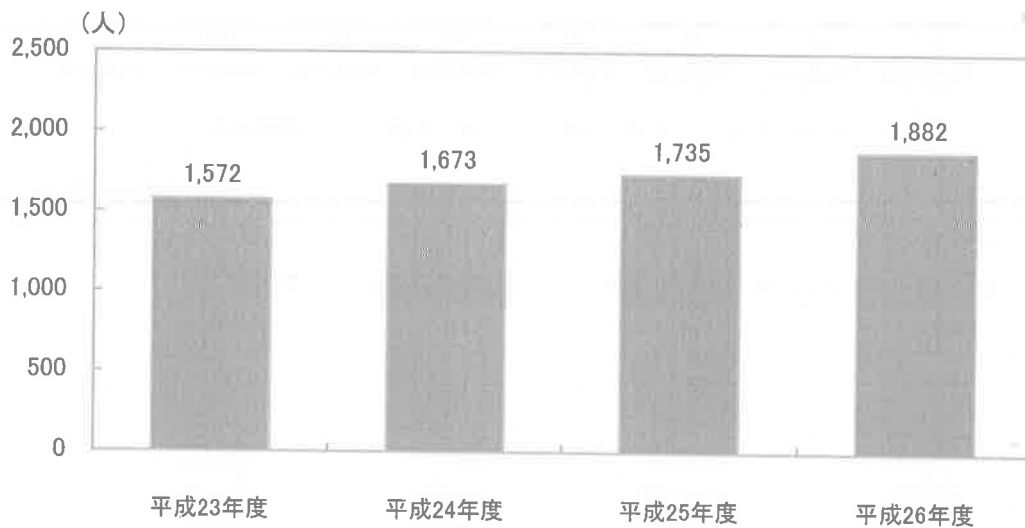
発達障害者支援法において「発達障がい」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また、「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者と、「発達障がい児」とは、発達障がい者のうち18歳未満のものとされています。

医学的には発達障がいの診断基準は明確化されておらず、また発達障がい者（児）を対象とした手帳の交付制度がないため、発達障がいのある方の人数を正確に把握することは困難な状況となっています。

⑤難病患者の数

図表 2-⑤

特定疾患医療給付事業受給者数の推移（人数）

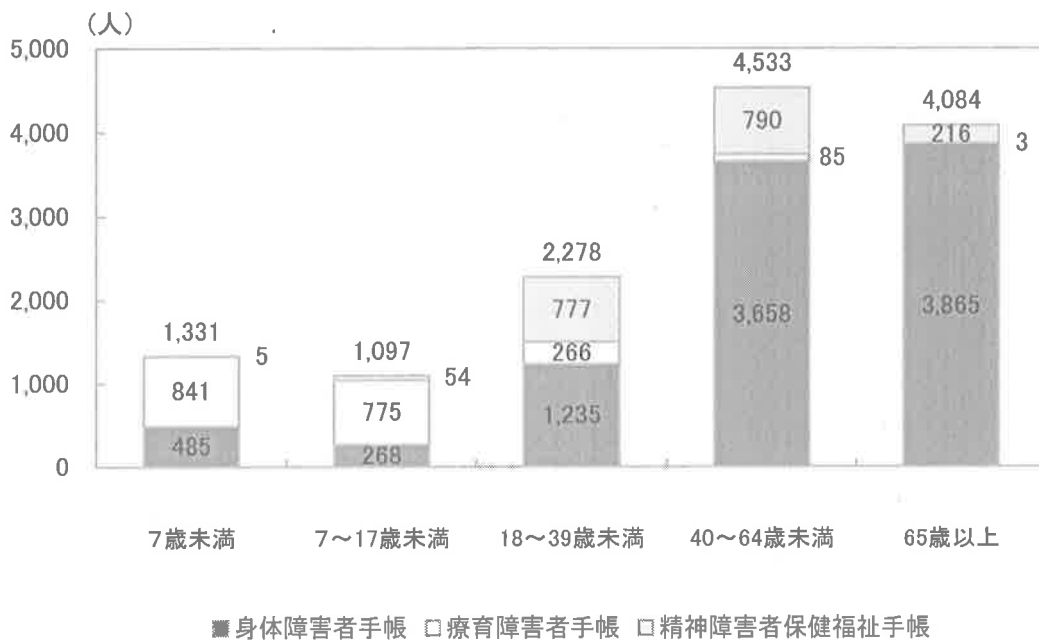


⑥初めて障がい者手帳を取得した年齢

身体障がい者手帳では、40歳以上で初めて取得する人が多く、療育手帳では、18歳未満に初めて取得する人が多く、精神障がい者保健福祉手帳では18歳から65歳未満の間で取得する人が多くなっています。

図表 2-⑥

初めて障がい手帳を取得した年齢（手帳別）



3 障がい福祉サービス・相談支援の実績と評価

別紙参照

4 地域生活支援事業の実績と評価

別紙参照

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

この計画は、障害者基本法の理念に則り、すべての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障がい者が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することとし、前計画における理念を継承し『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』を基本理念とします。

2 基本的視点

基本理念である『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』の実現のため、計画全体にわたる横断的考え方として、次の基本的視点を定めます。



※アクセシビリティとは、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと

3 施策の体系

基本理念である『障がいのある人が安心して自立・共生できるまちづくり』を実現するため、前述の基本的視点を踏まえ、1生活支援、2保健・医療、3教育、文化芸術活動・スポーツ等、4雇用・就業、経済的自立の支援、5生活環境、6情報アクセシビリティ、7安全・安心、8差別の解消及び権利擁護の推進、9行政サービス等における配慮、の9つの分野にわたり網羅的に施策の推進に取り組みます。

基本理念

基本的視点

分野



基本的方向

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 障がい福祉サービスの充実 | ② 地域生活支援事業の充実 |
| ③ 障がい児支援の充実 | ④ 自立した生活を支えるサービスの推進 |

- | | |
|---------------------------------|---------------------|
| ① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減 | |
| ② 精神保健福祉施策の推進 | ③ 難病施策の推進 新規 |

- | | |
|----------------------|--------------|
| ① 教育環境の充実 | ② 障がい福祉教育の充実 |
| ③ スポーツ・レクリエーション活動の推進 | ④ 文化芸術活動の推進 |

- | |
|-------------|
| ① 障がい者雇用の促進 |
| ② 福祉的就労の充実 |

- | |
|---------------|
| ① 福祉のまちづくりの推進 |
| ② 住環境の整備 |

- | |
|-------------|
| ① 情報提供の充実 |
| ② 意思疎通支援の充実 |

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 防火・防災対策の充実 | ② 防犯対策の充実 |
| ③ 見守り活動の充実 | |

- | | |
|---------------------|-----------|
| ① 障がいを理由とする差別の解消の推進 | ② 権利擁護の推進 |
| ③ 障がい福祉教育の充実 | |

- | |
|-------------------------|
| ① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進 |
| ② 選挙における配慮 |

4 重点課題

近年の本市の障がい者施策を取り巻く現状を踏まえ、本計画では次の3つを重点課題として位置づけ、積極的に施策の推進に取り組みます。

(1)自立に向けたサービスの利用促進

障がいのある人がサービスを利用し、自立した生活を営むことができるよう相談支援体制の充実を図ります。

(2)障がいのある人の人権に対する理解の促進

障がいを理由とする差別の解消に向け、障がいに対する理解を深めるための啓発活動等の充実とともに、虐待の防止や障がい者の権利擁護のための取組の一層の推進を図ります。

(3)災害など緊急時の体制の充実

障がいのある人が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災対策の推進を図ります。

第4章 施策の推進

1 生活支援

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、約8割の人が自宅やグループホームなど地域社会で暮らしたいという意向を持っています。また、介助者が介助する上で困っていることでは、約5割の人が「心身が疲れる」、約3割の人が「必要な時に他の人に介助を頼めない」となっています。

障がいのある人が生活する上で支援がなくて困っていることでは、「特にない」が約5割と最も高く、次いで「急に体調が悪くなったときの対応」が約2割となっています。

さらに、障がいのある人やその家族の相談に総合的に応じる障がい者生活支援センターの認知度は約3割と低く、前回調査の約4割から改善がみられません。

これらの現状から、障がいのある人やその家族が現在直面している生活課題、将来への不安や希望などを把握し、障がいのある人が必要な時に必要な支援を身近な場所で利用できるような体制の整備が課題となっています。

■ 基本的方向

障がいのある人の多様なニーズに対応する生活支援やサービスの量的・質的な充実を図ります。また、発達障がいや難病患者も含めた、障がいの相談等を総合的に行える相談支援体制の充実を図ります。

①障がい福祉サービスの充実

②地域生活支援事業の充実

③障がい児支援の充実

④自立した生活を支えるサービスの推進

■ 具体的施策

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
① 障がい福祉サービスの充実 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">重点</div>	ア 居宅介護、生活介護等のサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導を実施 ・障がい福祉施設整備補助 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施 	障がい福祉課
	イ 障がいのある人の自立した生活を支え、課題の解決やサービスの利用を円滑にするために計画相談支援の利用を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援の周知 ・基幹相談支援センターによる指定相談支援事業所に対する助言指導 ・指定相談支援事業所の確保 	障がい福祉課
	ウ 居宅介護、生活介護等のサービス事業者に専門的人材の育成・確保及びその質的向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導を実施 ・地域自立支援協議会で講演会、研修会を実施 	障がい福祉課
	エ 居宅介護、生活介護等のサービス事業者にたん吸引等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う指導者養成伝達講習等の案内実施 	障がい福祉課
	オ 居宅介護、生活介護等のサービス事業者に対し、人員配置等の基準について指導を徹底するとともに、利用者のニーズについて、積極的に聴取します。	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う障がい福祉サービス事業所に対する実地指導に同行し、指導を実施 ・地域自立支援協議会で利用者のニーズ把握 	障がい福祉課
	カ 福祉作業所の機能の充実を図るとともに、事業の拡大など今後の方向性について検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援B型、生活介護の定員の見直し 	障がい福祉課

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
② 地域生活支援事業の充実 <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">重点</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">拡充</div>	ア 意思疎通支援、移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴、日常生活用具給付事業の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業の充実 	障がい福祉課
	イ 移動支援、地域活動支援センター、日中一時支援、訪問入浴（以下「地域生活支援サービス」といいます。）のサービス事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導 ・地域自立支援協議会でサービスの量的・質的な調査を実施 	障がい福祉課
	ウ 地域生活支援サービスのサービス事業者に専門的人材の育成・確保及びその質的向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導 ・地域自立支援協議会で講演会、研修会を実施 	障がい福祉課
	エ 地域生活支援サービスのサービス事業者にたん吸引等の医療的ケアを行うことができる人材の育成・確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県が行う指導者養成伝達講習等の案内実施 	障がい福祉課
	オ 地域生活支援サービスの事業所の指定基準の遵守及び個別支援計画の作成状況について確認し、指導します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援事業所への実地指導 	障がい福祉課
	カ 地域の課題の解決を図り、障がいのある人の生活を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会定例会議の開催 	障がい福祉課
	キ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会等の研修案内 ・事業者間研修の実施 	障がい福祉課

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
	ク 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターを周知します。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページへの特集記事の掲載 ・障がい福祉サービスガイド 	障がい福祉課
③ 障がい児支援の充実	ア 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等の事業について、事業者に対し、事業の拡大や受け入れ体制の拡充を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への実地指導 ・地域自立支援協議会でサービスの量的、質的な調査を実施 	障がい福祉課
	イ 児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援等について、専門的人材の育成・確保及びその質的向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所への実地指導 ・地域自立支援協議会で講演会、研修会を実施 	障がい福祉課
	ウ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターの相談員の研修への参加を促進し、資質の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県社会福祉協議会等の研修案内 ・地域自立支援協議会における事例検討、学習会の開催 	障がい福祉課
	エ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターを周知します。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページへの特集記事の掲載 ・障がい福祉サービスガイド 	障がい福祉課
	オ サポートブックの活用により、障がいのある人の一貫した支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックをホームページへ掲載 ・保育園、幼稚園に周知 	障がい福祉課
	カ 児童発達支援センターを拠点とした障がいのある子どもの支援体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターとの連携 ・地域自立支援協議会で検討 	障がい福祉課
	キ 障がい児保育を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育の体制整備 	保育課

重点

拡充

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
	ク 臨床心理士等による保育園巡回により、保育士と保護者に子どもへの支援方法を指導します。	<ul style="list-style-type: none"> 臨床心理士による指導 障がい児巡回相談の実施 	保育課
	ケ 研修等により、保育士の障がいに関する知識や技術の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい児保育関係研修の開催 愛知県の障がい児等療育支援事業に協力 	保育課
	コ 放課後児童健全育成事業を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 放課後児童健全育成事業の体制整備 	子ども政策課
	サ 療育についての理解を深める講座を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県の障がい児等療育支援事業に協力 	障がい福祉課
	シ 言語訓練事業を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ことばの教室の開催 	社会福祉協議会
	ス 発達・言語に心配のある子どもと親同士の交流を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> おやこ教室の開催 	子ども政策課
	セ 愛知県心身障害者コロニーと連携し、地域での早期療育体制を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> 愛知県の障がい児等療育支援事業に協力 	障がい福祉課
④ 自立した生活を支えるサービスの推進	ア 障がいのある人の福祉の増進を図るため、手当を支給します。	<ul style="list-style-type: none"> 心身障がい者扶助料 特定疾患患者等健康管理手当 外国人重度障がい者福祉手当 	障がい福祉課
	イ 日常的な金銭の管理、安否確認、家事の提供、昼食の配食、家庭ごみの収集、車いすの貸出、寝具乾燥など障がいのある人の日常生活に必要なサポートを行います。	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業 寝具乾燥サービス 車いす貸出 配食サービス利用助成 緊急通報システム設置 さわやか収集事業 	社会福祉協議会 障がい福祉課 高齢福祉課 清掃事業所

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
	ウ 障がいのある人の外出を支援するとともに、必要な交通費等の一部を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー利用券 ・自動車燃料利用券 ・リフト付タクシー利用券 ・かすがいシティバス利用者・付添人の運賃減免 拡充 ・勝川駅前地下駐車場、勝川駅南口立体駐車場料金の減免 	障がい福祉課 交通対策課 都市整備課
	エ 障がいのある人の医療費の一部や、福祉サービスを利用する際に必要な健康診断書料の一部を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・心身障がい者医療 ・健康診断書料助成 	保険医療年金課 障がい福祉課
	オ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの身体障がい者補助犬制度を普及啓発します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者週間での障がいに関するマークのパネル展示 ・イベント等でのPR 	障がい福祉課
	カ 障がい者相談員を設置します。	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者相談員 ・知的障がい者相談員 	障がい福祉課
	キ 家族と離れて地域生活を体験する宿泊体験事業を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム体験利用 	障がい福祉課
	ク 障がいのある人の居場所づくりを支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の居場所・交流の場づくり事業 	障がい福祉課
	ケ 精神障がいのある人の社会復帰を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターによる相談支援 ・グループ活動（まねきねこ） ・障がい者の居場所・交流の場づくり事業 	障がい福祉課

■ 成果目標

項目	平成22年度 実績値	平成25年度 実績値	平成26年度 目標値	平成29年度 目標値
日中活動系サービスの支給決定を受けている精神障がいのある人の数	60人	181人	90人	人
精神障がいのある人を対象とした居場所※を提供する事業の実施箇所数	2箇所	3箇所	4箇所	箇所
児童発達支援・放課後等デイサービス利用者数	354人 (児童デイサービスの実績)	519人 (平成26年3月分)	500人/月	人/月
児童の計画相談支援（相談支援）の利用件数	—	6件 (平成26年3月分)	500件/月	件/月
保育所等訪問支援利用者数	—	0人 (平成26年3月分)	40人/月	人/月
春日井市における発達障害支援指導者の数	2人	4人	5人	人
アンケート調査結果において、障がい者生活支援センターを知っている人の割合	39.7%	25.1%	—	%
サービス等利用計画を作成した人のうち、計画相談支援を利用した人の割合	—	15.1%	—	%

※障がい福祉サービス及び地域生活支援事業を除く。

2 保健・医療

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、医療について困ったことや不便に思ったことについて、「特に困ったことはない」の割合が約 5 割と最も高く、次いで「医療費の負担が大きい」、「障がい（病状）のため症状を正確に伝えられない」の割合がそれぞれ約 1 割となっており、医療費負担の支援だけでなく、医療従事者の障がいへの理解も求められています。

また、精神障がいのある人の退院、社会復帰を促進するためには、地域生活を支える環境の整備が必要です。あわせて、難病患者等に対する総合的な相談支援の提供も求められます。

さらに、内部障がいの発生を予防するために、その原因であるとされる高血圧、糖尿病等の生活習慣病の予防や、健康診査等による早期発見、その後の適切な治療が必要です。

■ 基本的方向

障がいの特性に応じた、適切な医療を受けることができる体制づくりに努めます。特に、精神保健福祉や難病に関する施策を充実します。

また、保健・医療についてサービスの適切な提供を図り、障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見・早期治療に努めます。

①障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減

②精神保健福祉施策の推進

③難病施策の推進

新規

■ 具体的施策

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
① 障がいの原因となる疾病などの予防・早期発見及び障がいの軽減	ア 各種健診の受診の促進を図るとともに、健康診査の結果に基づき、保健指導を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 ・特定保健指導 ・後期高齢者健康診査 	保険医療年金課
	イ 身近な市の相談窓口で、メンタルヘルス相談を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス相談 ・ゲートキーパー養成講座 ・うつ病予防講習会 	健康増進課
	ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持つよう啓発します。	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医の啓発文を健康ガイドやホームページに掲載 	健康増進課
	エ 各種のリハビリテーション事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・心理リハビリテーション ・音楽療法 	社会福祉協議会
	オ 乳幼児健康診査の結果を踏まえ、必要に応じて発達相談や訪問指導をします。	<ul style="list-style-type: none"> ・発達相談 ・新生児聴覚スクリーニング 	子ども政策課 医事課
② 精神保健福祉施策の推進	ア 精神障がいのある人の退院の促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援センターや医療機関と連携した退院支援 	障がい福祉課
	イ 精神障がいのある人の医療費を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険適用後の入院、通院医療費の助成 	保険医療年金課
③ 難病施策の推進 新規	ア 障がい福祉サービスの利用促進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページへの特集記事の掲載 	障がい福祉課
	イ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センターを周知し、保健所との連携も進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、ホームページへの特集記事の掲載 ・障がい福祉サービスガイド ・保健所との連携 	障がい福祉課

■ 成果目標

項目	平成 22 年度 実績値	平成 25 年度 実績値	平成 26 年度 目標値	平成 29 年度 目標値
乳幼児健康診査の受診率 (1 歳半検診)	98.4%	97.2%	—	%
(3 歳児検診)	96.3%	95.9%	—	%
特定健康診査の受診率	34.3%	34.5%	—	%

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

■ 現状と課題

アンケート調査結果では、児童の日中の居場所について、「普通学校（特別支援学級も含む）」の割合が約 3 割を超えて最も高く、次いで「特別支援学校（養護学校など）」の割合が約 3 割となっており、保育所、幼稚園などを含めると約 8 割の児童が通学・通園しています。現在の児童の日中の居場所について、困っていることについては、「特にない」の割合が約 4 割である一方で、「先生の理解が足りない」「児童・生徒の理解が足りない」がそれぞれ約 1 割あります。また、今後充実させてほしい支援については、「障害の程度・内容にあった教育・療育の機会」や「児童・生徒の障がいへの理解を促す教育」、「学校などの教育環境の改善」の割合がそれぞれ約 3 割と高くなっています。

このため、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がいのある児童生徒が身近な場所で、個々の能力や障がい特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにすることが必要です。

文化芸術活動、スポーツについては、アンケート調査結果では、外出の頻度について、障がいのある人すべてで「毎日」と「一週間に 3～6 日程度」の合計が約 5 割となっている一方で、自分の楽しみに使う時間の過ごし方については、全体的に「テレビを見る」の割合が高く 5 割を超えています。

このため、障がいのある人が安心して、積極的に文化芸術活動、スポーツに親しむことのできる環境を整備し、社会参加の機会をつくる必要があります。

■ 基本的方向

個々の障がい児にあった教育を、可能な限り障害のない児童生徒と受けることができるよう、教職員の理解を深めることや教育内容の改善・充実を図ります。

また、障がいのある人が文化活動やスポーツ、レクリエーションなどのさまざまな活動に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、社会参加の場の提供や支援の充実を図ります。

①教育環境の充実

②障がい福祉教育の充実

③スポーツ・レクリエーション活動の推進

④文化芸術活動の推進

■ 具体的施策

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
① 教育環境の充実	ア 特別支援教育コーディネーターを育成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級担当者会の開催 ・就学指導講習会の開催 ・特別支援学級担当者研修会の開催 	学校教育課
	イ 特別支援教育支援員の配置に向けて取組を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・肢体不自由児学級への特別支援教育支援員の配置 	学校教育課
	ウ 未就学児の早期教育相談や児童生徒の就学支援を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会窓口における就学相談 ・愛知県教育委員会や県立特別支援学校などの実施する教育相談の紹介 ・市内小学校の特別支援学級の見学 ・市内小中学校の専門委員、コーディネーターのための研修 ・校内就学指導委員会、春日井市就学指導委員会による適正な就学についてのアドバイス ・発達障がい相談「相談室ひまわり」の実施 ・教育研究所に就学支援員を設置 新規 	学校教育課
	エ 特別支援教育連携協議会の設置に向けて研究します。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育連携協議会の設置検討 	学校教育課
	オ サポートブックの活用により、障がいのある人の一貫した支援を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・サポートブックをホームページへ掲載 ・小中学校への周知 	障がい福祉課
	カ 小・中学校の建物などのバリアフリー化を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級のトイレ洋式化 	教育総務課

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
② 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉学習機材の貸出 福祉体験 	社会福祉協議会 学校教育課
	イ 障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人達がともに活動する交流学习を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> けやきの子運動会の開催 けやきの子作品展の開催 交流及び共同学習の開催 	学校教育課
③ スポーツ・レクリエーション活動の推進	ア 国際的及び全国的規模のスポーツ大会で優秀な成績をおさめた者にその功績を顕彰します。	<ul style="list-style-type: none"> 春日井市スポーツ賞での顕彰 	スポーツ課
	イ 福祉文化体育館（サン・アビリティーズ春日井）を中心に障がいのある人を対象とする各種事業を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者スポーツ教養文化講座の開催 「交流の日」事業の実施 愛知県障がい者スポーツ大会の参加支援 	社会福祉協議会
	ウ 温水プールなどの利用料金を減免します。	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金減免 	スポーツ課
④ 文化芸術活動の推進	ア 市が主催する講演会や展覧会などの文化活動の場において、手話通訳者や要約筆記者などを派遣します。	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者派遣 要約筆記者派遣 	障がい福祉課
	イ 社会福祉協議会が実施するパソコン講座など各種講座の開催を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 手とり足とりパソコン講座の開催 実践パソコン講座の開催 	社会福祉協議会
	ウ 障がいのある人の創作活動や、音楽・芸術活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者作品展の開催 障がい者週間啓発事業の実施 	障がい福祉課
	エ 社会福祉協議会が実施する地域住民が誰でも参加できる事業を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> いきいきサロン事業の実施 	社会福祉協議会

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
	オ 図書館の録音図書、点字図書の蔵書を充実し、ボランティアによる対面読書サービスの活用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 録音図書、点字図書の作製 対面読書 	図書館
	カ 図書館の図書郵送貸出を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 図書無料郵送貸出 	図書館
	キ 芸術文化活動に関する指導者や活動を支えるボランティアなど、人材の育成及び確保します。	<ul style="list-style-type: none"> 点訳奉仕員養成講座の開催 「聞こえ」のボランティア養成講座の開催 手話奉仕員養成講座の開催 やさしい手話講座の開催 	社会福祉協議会 生涯学習課

■ 成果目標

項目	平成22年度 実績値	平成25年度 実績値	平成26年度 目標値	平成29年度 目標値
福祉文化体育館を利用した障がいがある人の数	8,127人	7,564人	10,000人	人
市が主催する講演会等における手話通訳派遣の数	16件	24件	20件	件

4 雇用・就業、経済的自立の支援

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、現在の就労状況は、障がいのある人すべてで、「働いていない」の割合が約4割と高くなっており、特に精神障がいのある人では5割を超えています。一方、現在働いていない精神障がいのある人では「働きたいと思う」と答えている人の割合が約5割となっており、特に精神障がいのある人を就労につなげていく支援が必要です。

また、就労に当たって必要な支援や配慮については、難病患者で「職場の人たちが障がいのことを理解すること」の割合が約5割と高く、一方で身体障がいのある人、精神障がいのある人で「障がいに応じて短時間の就労などができること」の割合がそれぞれ約4割と高くなっているなど、それぞれの障がいの特性に応じた配慮が求められています。

■ 基本的方向


障がいの特性に応じた就労機会の拡大と、短時間勤務などの柔軟な雇用形態を支援するとともに、ジョブコーチの支援や、各種助成制度などの積極的な広報および情報の提供や、関係機関と連携した総合的な就労支援を図り、障がいのある人の就労を促進します。

また、企業などでの就労が難しい人が生産的な活動を通じて社会参加していくよう、福祉的就労の場などの充実を図るとともに、経済的自立の支援を進めます。

①障がい者雇用の促進

②福祉的就労の充実

■ 具体的施策

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
① 障がい者雇用の促進	ア 障がいのある人の雇用や就労問題に関する啓発活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の紹介 地域自立支援協議会において検討 障がい者の正規、臨時職員採用 	障がい福祉課 人事課
	イ 就労のための相談支援や就労に関する情報提供を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の紹介 ハローワークとの連携 地域自立支援協議会において検討 	障がい福祉課
	ウ 障がい者雇用促進企業等物品等調達優遇制度を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度登録する企業を募集 	総務課
	エ 障害者優先調達推進法により障がい者就労施設から優先的に物品等を調達します。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度調達方針を作成して庁内に周知し、ホームページで公表 	障がい福祉課
	オ 職場の施設や設備のバリアフリー化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 職場環境向上助成事業 	企業活動支援課
	カ 障がい者就業・生活支援センター等と連携し、障がい者の雇用の促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 尾張北部就業・生活支援センターようわの紹介 情報交換、連絡会議への出席 	障がい福祉課
① 福祉的就労の充実	ア 障がい福祉サービス事業所の整備を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者福祉施設整備補助 	障がい福祉課
	イ 障がいのある人が作った物品の販売を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 元気ショップの実施 	障がい福祉課

基本的方向	具体的施策	取組み	担当課
	ウ 福祉的就労をしている 障がいのある人の工賃の 向上を促進します。 新規	・事業所への実地指導	障がい福祉課

■ 成果目標

項目	平成22年度 実績値	平成25年度 実績値	平成26年度 目標値	平成29年度 目標値
福祉施設※を退所し、一般就労した者の数（年間一般就労移行者数）	3人	21人	28人	人
就労移行支援事業の利用者数	25人	55人	77人	人
就労移行支援事業所の就労移行率	%	15.6%	—	%

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）の各事業を行う事業所をいいます。

5 生活環境

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、今後、特に充実すべきだと考える障がい者の施策について、身体障がいのある人では「公共施設、駅、デパートなどをバリアフリー化すること」の割合が3割以上と高く、公共施設などのバリアフリー化の推進は引き続き必要とされています。

通勤通学以外で外出する際に移動しやすい環境づくりなど、障がいのある人に配慮したまちづくりの総合的な推進が必要です。

■ 基本的方向

誰もが、安心・快適に暮らせる、生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。また、公共交通機関や公共的施設等のバリアフリー化を推進します。

①福祉のまちづくりの推進

②住環境の整備

■ 具体的施策

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
① 福祉のまちづくりの推進	ア 障がいのある人などに配慮した歩道や公園の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・あんしん歩行エリアの整備 ・バリアフリー新法重点整備地区の整備 ・公園整備 	道路課 公園緑地課
	イ 障がいのある人などに配慮した駅や公共施設の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・JR 春日井駅や名鉄味美駅の整備 新規 ・市役所庁舎の整備 	都市政策課 総務課
	ウ 「はあとふるライナー」を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ・かすがいシティバス 	交通対策課
② 住環境の整備	ア 市営住宅の再整備にあわせて、障がいのある人などに配慮した住宅の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅総合再生計画に基づき整備 新規 	住宅施設課
	イ 身体障がいのある人の住宅改修費の一部を助成します。	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修費の助成 	障がい福祉課
	ウ 地域移行を進めるため、グループホームの整備の推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉施設整備補助 	障がい福祉課

■ 成果目標

項目	平成 22 年度 実績値	平成 25 年度 実績値	平成 26 年度 目標値	平成 29 年度 目標値
施設入所者の削減数（平成 17 年度比）	9 人 (4.7%)	19 人 (9.8%)	20 人 (10.4%)	人 (%) 平成 25 年度比
施設入所からグループホーム・ケアホームなどへ移行する者の数（平成 17 年度比）	23 人 (12.1%)	人 (%)	58 人 (30.0%)	人 (%) 平成 25 年度比

6 情報アクセシビリティ

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、福祉などの情報を得る手段について、「市の広報」が約4割、「新聞・雑誌・一般図書」が約3割と高くなっています。障がいのある人にとって分かりやすく、利用しやすい情報提供の充実が必要です。特に、必要な情報をタイムリーに得ることができるように、ホームページなどを活用した情報提供の充実が求められます。

また、意思疎通が困難な人が自分の意思を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するため、障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実を図る必要があります。

■ 基本的方向

障がいの特性に応じた情報提供の充実を図るとともに、手話通訳者を始めとしたコミュニケーションを支援する人材の確保・活用を推進します。

- ①情報提供の充実
- ②意思疎通支援の充実

■ 具体的施策

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
① 情報提供の充実	ア ホームページや冊子などにより制度やサービス内容について周知します。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービスガイドの作成、配布 	障がい福祉課
	イ 視覚障がいや聴覚障がいのある人などに配慮した情報提供を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市政情報サービス（ホームページ・モバイルサイト） 声の広報かすがい 声のかすがい市議会だより 音声コードの活用 	広報広聴課 議会事務局 障がい福祉課
	ウ 福祉に関する情報提供をわかりやすく、充実した内容とします。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービスガイドの作成、配布 	障がい福祉課
② 意思疎通支援の充実	ア 市役所に手話通訳者を設置するとともに、医療機関などへの手話通訳者・要約筆記者の派遣を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者派遣 要約筆記派遣 	障がい福祉課
	イ 点字、点訳、要約筆記、手話、音声訳など各種ボランティアの育成講座を開催します。	<ul style="list-style-type: none"> 点訳奉仕員養成講座の開催 「聞こえ」のボランティア養成講座の開催 手話奉仕員養成講座の開催 やさしい手話講座の開催 音訳技術講習会（初級編）の開催 音訳デジタル録音技術講習会の開催 	社会福祉協議会 生涯学習課 図書館

■ 成果目標

項目	平成 22 年度 実績値	平成 25 年度 実績値	平成 26 年度 目標値	平成 29 年度 目標値
手話通訳派遣の利用 件数	329 件	562 件	382 件	件

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、災害などの緊急事態が発生した場合の避難について、「ひとりでは避難できないと思う」の割合が、知的障がいのある人で約7割、障がいのある児童で約8割と高くなっています。

また、災害などの緊急事態に困ると思うこととして、「どのように対応すべきか自分で判断し、行動することが難しい」の割合が、知的障がいのある人で約7割、精神障がいのある人で約4割、障がいのある児童で約8割と高くなっており、緊急事態において周囲の支援や理解が強く必要とされている様子がうかがえます。障がいのある人の特性に応じた避難誘導や適切な支援を行うことができるよう、地域住民や関係団体などの連携による災害発生時の支援体制の強化や緊急時の情報伝達体制の整備など、防災体制の充実が求められます。

また、障がいのある人が犯罪や消費者トラブルなどの被害にあわないよう防犯対策を充実していくことも必要です。

■ 基本的方向

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や、障がいのある人に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備を始めとした防災対策を充実します。また、障がいのある人の犯罪被害の防止に努めます。

- ① 防火・防災対策の充実
- ② 防犯対策の充実
- ③ 見守り活動の充実

■ 具体的施策

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
① 防火・防災対策の充実 重点	ア 緊急時の情報提供・通信体制を整備します。	・安全安心情報ネットワークの活用	市民安全課
	イ 災害時要援護者の支え合いマップづくりを推進し、地域における災害時の支え合い、助け合いを進めます。	・災害時要援護者支援マニュアル、災害時要援護者マップ作成マニュアルを区、町内会、自治会等に配布	高齢福祉課
	ウ 災害時要援護者支援制度を周知します。	・団体研修会での周知	高齢福祉課
	エ 福祉施設において障がいのある人の防火・防災訓練を実施します。	・小規模福祉施設での消防訓練の実施 ・小規模福祉施設での講習会の開催	予防課
	オ 災害に強い地域づくりを推進します。	・防災訓練の実施 ・防災講話の開催 ・地域における市民防災マニュアル作成の手引きの配布	市民安全課
	カ 避難所のバリアフリー化を推進します。	・スロープの設置 ・災害用簡易組立トイレ（要援護者対応）の設置	市民安全課 各施設
	キ 要援護者のための避難所を指定します。	・災害時要援護者避難所に、第一希望の家、第二希望の家を追加指定	市民安全課 各施設
② 防犯対策の充実	ア 障がいのある人やその家族に対する防犯知識の普及と啓発を図ります。	・防犯教室の開催 ・消費生活相談	市民安全課 市民活動推進課
③ 見守り活動の充実	ア 地域社会で障がいのある人を見守る活動を推進します。	・地域見守り連絡会議の設置 ・孤独死対策会議の設置	高齢福祉課

■ 成果目標

項目	平成 22 年度 実績値	平成 25 年度 実績値	平成 26 年度 目標値	平成 29 年度 目標値
アンケート調査結果において、春日井市の災害時要援護者支援制度を知っている人の割合	—	11.4%	—	%
アンケート調査結果において、災害時要援護者名簿に登録したいと思う人の割合	—	22.7%	—	%
災害時要援護者名簿の登録者数	947 人 (うち障がい者 —)	1,059 人 (うち障がい者 339 人)	—	人

■ 現状と課題

アンケート調査結果によると、障がいのある児童の約6割が、障がいがあることで普段の生活で不適切な対応をされたり、いやな思いをしたりしたことがあります。

また、市民の障がいに対する理解については、視覚障がいで約7割、肢体不自由で約6割、知的障がいで約6割と理解している割合が高くなっていますが、内部障がいで約3割、高次脳機能障がいで約2割など、障がいによっては、特性や必要な支援が十分理解されていない現状がうかがえます。

こうしたことから、広く市民に障がいや障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解を深める啓発を行うとともに、障がいのある人とない人がお互いにコミュニケーションを図る機会や地域における福祉教育を充実させていくことが必要です。

また、成年後見制度や日常生活自立支援事業、障がい者虐待の防止などについて知らない人もまだ多く見られ、制度の普及啓発や適切な利用の推進などを図っていくことが必要です。

■ 基本的方向

共生社会の理念の普及を図るとともに、障がいや障がいのある人に関する市民の理解を深めるための正しい知識の普及・啓発や障がいのある人との交流活動や福祉教育を充実します。

また、権利擁護のための制度の普及や障がい者虐待を防止する取組を進めます。

- ①障がいを理由とする差別の解消の推進
- ②権利擁護の推進
- ③障がい福祉教育の充実

■ 具体的施策

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
① 障がいを理由とする差別の解消の推進 重点	ア 障害者の権利に関する条約及び障害者差別解消法の周知を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者差別解消についての啓発チラシを配布 講演会の開催 	障がい福祉課
② 権利擁護の推進 重点	ア 障害者虐待防止法に基づき、関係機関の連携体制の強化や相談体制の整備、啓発などを検討し、実施します。	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者障がい者虐待防止連絡会 虐待対応時の短期入所措置に関する協定締結 障がい者虐待防止センターを設置し、ホットラインの開設 障がい者虐待防止についての啓発チラシを配布 講演会の開催 	障がい福祉課 高齢福祉課
	イ 障がいのある人の成年後見制度の利用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見人講座の実施 	障がい福祉課 高齢福祉課
	ウ 日常生活自立支援事業の利用を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業 	社会福祉協議会
③ 障がい福祉教育の充実	ア 障がい福祉教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉学習機材の貸出 福祉体験 	社会福祉協議会 学校教育課
	イ 障がいのある子どもと障がいのない子どもや地域の人達がともに活動する交流学習を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> けやきの子運動会の開催 けやきの子作品展の開催 交流及び共同学習の開催 	学校教育課

■ 成果目標

項目	平成22年度 実績値	平成25年度 実績値	平成26年度 目標値	平成29年度 目標値
アンケート調査結果において、障がいのある人に対する差別があると感じている人の割合	89.0%	96.6%	50%	%
アンケート調査結果において、障がい者虐待に関する通報を受け付ける電話窓口の障がい者虐待防止ホットラインを知っている人の割合	—	5.9%	—	%
アンケート調査結果において、成年後見制度を知っている人の割合	26.3%	26.4%	—	%
アンケート調査結果において、日常生活自立支援事業を知っている人の割合	19.2%	13.5%	—	%
アンケート調査結果において、障害者差別解消法を知っている人の割合	—	7.4%	—	%

■ 現状と課題

障がいのある人が適切な配慮を受け、障がいのある人がその権利を円滑に行使することができるよう、障がいのある人に対して、様々な場面における配慮が求められています。

今後は、障害者差別解消法の成立により、各行政機関等の公的機関において障がいのある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮を行うことが必要です。

■ 基本的方向

各行政機関等の公的機関における配慮及び障がいのある人への理解の促進等に努めるとともに、選挙等における配慮など、様々な合理的配慮に向けた取り組みを進めます。

- ①市役所等における配慮及び障がい者理解の促進 ②選挙における配慮

■ 具体的施策

基本的方向	具体的施策	取り組み	担当課
① 市役所等における配慮及び障がい者理解の促進	ア 職員等に対する障がい者に関する理解を促進するため必要な研修を実施します。	・職員研修の実施	人事課
	イ 窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。	・手話通訳者派遣	障がい福祉課
	ウ 市政情報の提供等に当たっては、アクセシビリティに配慮した情報提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市政情報サービス（ホームページ、モバイルサイト） ・声の広報かすがい ・声のかすがい市議会だより ・音声コードの活用 	広報広聴課 議会事務局 障がい福祉課
② 選挙における配慮	ア 投票所における投票環境の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープの設置 ・点字器の利用 	総務課
	イ 代理投票の適切な実施等の取組を促進します。	・代理投票	総務課
	ウ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施を促進します。	・不在者投票	総務課

■ 成果目標

項目	平成22年度 実績値	平成25年度 実績値	平成26年度 目標値	平成29年度 目標値
職員アンケート調査結果において、職員研修を受講した職員が障がいのある人に対する理解が深まったと思う人の割合	—	—	—	%

第5章 計画の推進

1 庁内関連機関の連携

この計画は、障がいの理解に向けた啓発や福祉サービスの提供などが総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも関わる計画として位置付けられています。そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関連機関の連携

地域社会を構成する市民、障がい者福祉関係団体、NPO、ボランティア団体、医療機関、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会、保健所、ハローワーク及び行政などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

3 広報・啓発活動の推進

障がいのある人に対する理解の促進を図るため、行政はもとより、企業、地域団体などの多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を効果的に推進します。

また、障がい者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事やイベントなどを中心に、市民、障がい者福祉関係団体、ボランティア団体など幅広い層の参加による啓発活動を行い、障がいのある人を誰もが自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

さらに、児童・生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

4 計画の進行管理

障がい者施策推進協議会を定期的を開催し、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、計画の円滑な推進と進行管理、点検、評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、障がい者施策推進協議会と地域自立支援協議会において、情報を共有し、この計画の推進に関する必要な事項の検討及び協議を行います。なお、両協議会での協議内容は市民に公表します。

「PDCAサイクル」のイメージ

P=PLAN (プラン)
(具体的な施策など)
D=DO (ドゥ) (実行)
C=CHECK (チェック)
(点検・評価)
A=ACTION (アクション)
(見直し)

